

北九州市立大学大学院マネジメント研究科秘密情報管理ガイドライン

平成26年12月17日決定

(目的)

第1条 北九州市立大学大学院マネジメント研究科秘密情報管理ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）は、北九州市立大学大学院マネジメント研究科（以下、「研究科」という。）における教育、研究、演習、修学、インターンシップ等（以下「研究等」という。）のため、民間等外部の機関（以下「外部機関等」という。）から開示若しくは提供を受け、又はその他の方法により知り得た当該外部機関等の秘密情報（個人情報を含む）、又は研究等の遂行中に発生した秘密情報について、その取扱い方法等の管理について定めることにより、秘密情報の流出・漏洩を未然に防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 このガイドラインは、研究科において研究等を企画・実施・参加する本学の教員（特任教員、非常勤講師等を含む。）、学生及び業務遂行の過程で秘密情報の開示が必要となる本学の職員（以下「教職員等」という。）に適用する。

(秘密情報)

第3条 このガイドラインにおける秘密情報とは、研究等の遂行を目的として外部機関等から開示若しくは提供を受け、又はその他の方法により知り得た情報、及び当該情報を加工・分析により生じた情報であって、産業上、技術上又は学術上有用であって、一般に了知されていない事実で、それを一般に了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものをいう。

ただし、外部機関等との間に別段の定めがある場合を除き、次のいずれかに該当する情報は含まれない。

- (1) 開示を受け又は知得したときに、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得したときに、既に公知となっていた情報
- (3) 開示を受け又は知得した後に、自己の責めによらずして公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得した情報
- (6) 書面により事前に相手方の同意を得た情報
- (7) 法令等に基づいて公的機関から開示の要求を受けた情報

(秘密情報の管理)

第4条 秘密情報を得た教職員等は、秘密情報の漏洩、不正使用又は不正開示が生じないように秘密情報を善良な管理者としての注意で保管しなければならない。コンピュータ等の電子機器に保存されている電子情報については、パスワードによるアクセス制御や必要に応じて暗号化その他の措置をとる等により、管理の徹底に努めなければならない。

2 研究科長は、必要に応じ、教職員等に対して秘密保持契約の締結又は誓約書の提出を求めることができる。

(秘密情報の開示)

第5条 秘密情報は、本学における研究等を目的とする必要最小限の範囲で開示できるものとし、その開示先は当該研究等の遂行上、開示が必要な教職員等に限るものとする。秘密情報を他の教職員等を開示する場合には、秘密情報である旨の表示を行い、秘密情報を得る教職員等に対して秘密保持を徹底させるものとする。

2 秘密情報に基づき、講義レジュメ、研究レポート、ケーススタディ、プロジェクト研究報告書等を作成する場合には、研究等に支障のない範囲でできるだけ秘密情報を加工し、秘匿性を確保するものとする。

(秘密情報の研究科外への開示)

第6条 教職員等は、秘密情報を学外の第三者に開示しようとするときは、当該秘密情報を提供した外部機関等の同意を得なければならない。

2 前項の同意が得られた場合は、当該開示先の第三者に対し、当該外部機関等との同意内容に基づき、秘密保持契約を締結し又は誓約書を提出させる等の方法により当該第三者に秘密保持義務を課すものとする。

(秘密情報の抹消)

第7条 秘密情報が記録された媒体又は複製物を消去又は廃棄する場合は、復元又は判読が不可能な方法により、これを行うものとする。

(退職、異動又は修了後等の守秘義務)

第8条 教職員等は、異動（大学内の異動を含む）、退職後又は修了後、在職又は在学中に知り得た秘密情報を、その秘密情報の保持が有効期間中には、第三者に開示又は漏洩してはならない。

(雑則)

第9条 このガイドラインは、その運用や状況の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

付 則

このガイドラインは、平成27年1月1日から施行する。